

東京工芸大学 風工学研究拠点 2023 年度 共同利用・共同研究 公募要領

2023 年 11 月 19 日

東京工芸大学 風工学研究センター

主旨

東京工芸大学 風工学研究センターは、西暦 2000 年に設立以来、風工学に関する教育 研究活動を積極的に進め、産官学を問わず国内外の教育研究機関と共同研究を実施してまいりました。2003 年には 21 世紀 COE プログラム「都市・建築物へのウインドイフェクト」、2008 年には グローバル COE プログラム「風工学・教育研究のニューフロンティア」に連続して採択され、着実に 教育研究活動実績を積み上げてまいりました。風工学研究センターは、2013 年の文部科学省 共同利用・共同研究拠点に「風工学研究拠点」として採択され、これまでの研究成果、施設導入の実績を生かした共同研究をより一層積極的に推進しています。2013 年以降、特定課題研究、一般課題研究、研究集会合わせて年間 20 件以上採択し、共同研究を実施しております。

今後も共同研究を積極的に推進する計画であり、国内外・産学官など様々な連携を一層推 進しつつ、特色ある共同研究を実施する計画です。つきましては 2023 年度の共同研究を下記のように 公募致します。なお、風工学研究拠点における共同研究等の計画は 2023 年 4 月の文部科学省の予算内定を待って推進致しますので、採否通知は 5 月を予定しております。また、状況によっては計画の一部に変更があることを予めご承知おき下さい。

なお、本拠点では新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止のため他大学・企業の共同研究者の入構ルール(マスク着用・手指消毒・入退構記録等)を定め感染防止に取り組んでおり、拠点内での実験が可能です。また、遠隔での実験参加についてもご相談下さい。

1. 公募の種類

風工学研究拠点の共同利用・共同研究で公募される内容には以下の 5 種類があります。研究期間は単年度での申請となります。

(1) 重点課題研究

東京工芸大学風工学研究拠点が企画・提案する重点課題を実施する共同研究です。耐風構造分野、環境工学分野で各 1 テーマの重点課題を設け、拠点間連携など組織的に共同研究を推進するものです。研究費の上限は各テーマ 2,500 千円としますが、本課題の性格上、申請を考える場合には各学内代表者にあらかじめ相談してください。

耐風構造分野：空力データベースの拡充および実務者ネットワークの構築（学内代表者：吉田昭仁）

環境工学分野：建築・都市環境分野における気流可視化技術の高度利用（学内代表者：義江龍一郎）

(2) 特定課題研究

特定課題研究は当拠点があらかじめ設定したテーマに関して応募者を募り、当拠点の研究者(以下、拠点内研究担当者)と共同で行う風工学に関連した研究です。以下の特定課題に含まれると思われる研究課題については、公募要領に従って応募して下さい。今年度も昨年度同様、新型コロナウイルス（COVID-19）感染対策特定課題を設定しました。屋外および室内の気流と飛沫・エアロゾルの流動や自然換気による新型コロナ感染対策、空気清浄機及び空調用フィルターの有効性に関する研究など、新型コロナウイルス感染対策に関連する風工学分野の研究を募集します。当拠点内の研究施設・装置・機器・データ等の利用に基づいて申請する時は、拠点内研究担当者と事前に打ち合わせをして下さい。また、研究成果を公表するための研究集会を併せて開催することを原則としますが、新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止の為、遠隔会議を推奨します。

研究費の上限は、旅費や成果発表のための研究集会開催費用を含めて 600 千円ですが、国内外から著名な研究者を招聘したい場合には、別途その費用も申請することができます。

【特定課題テーマ】

●強風防災・耐風構造分野（拠点内研究担当者：松井 正宏★，吉田 昭仁，金 容徹）

「激甚化する台風や竜巻等の突風による複合気象災害の要因分析と低減に関する研究」

「空力データベースを利用した建造物の荷重評価に関する研究」

「風荷重の規基準類整備に向けた建造物の風荷重・応答評価法の研究」

●室内環境分野（拠点内研究担当者：山本 佳嗣★，玄 英麗）

「サーマルマネキンを用いた室内気流と快適性に関する研究」

「市街地内建物の通風・換気に関する研究」

「脱炭素社会の実現・気候変動の抑制に貢献する室内環境分野の研究」

●屋外環境分野（拠点内研究担当者：義江 龍一郎★，玄 英麗）

「都市の風通しと汚染物質・危険物質拡散に関する研究」

「都市の風環境・熱環境に関する研究」

「脱炭素社会の実現・気候変動の抑制に貢献する屋外環境分野の研究」

●分野横断型・異分野連携型（全拠点担当者）

風工学に関連する複数分野の研究者が分野の枠組みを越えて、取り組む横断的共同研究（分野横断型）、または従来風工学に関連しなかった分野の研究者との横断的共同研究で、その分野と風工学分野の双方にメリットがある共同研究（異分野連携型）。たとえば、CO₂排出問題やプラスチックの海洋廃棄物問題など、長期間スケールの地球環境問題を解決するような研究テーマが挙げられます。この分野に応募する場合は、異なる分野から参加する研究者すべてにどのようなメリットがあるかを申請書に明記して下さい。

●新型コロナウイルス（COVID-19）感染対策特定課題（拠点内研究担当者：山本 佳嗣★，義江 龍一郎，玄 英麗）

★：学内分野責任者

(3) 一般課題研究

一般課題研究は申請者が風工学に関連する研究テーマを設定し、拠点内研究担当者と共同で行う研究です。「強風防災・耐風構造」、「室内環境」、「屋外環境」、「分野横断・異分野連携型」の4つの分野の特定研究課題を参考にして申請して下さい。当拠点内の研究施設・装置・機器・データ等の利用に基づいて申請する時は、事前にご相談下さい。研究成果を公表するための研究集会を併せて開催することを原則としますが、新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止の為、遠隔会議を推奨します（事務局でもサポートできますので、拠点担当者にご相談ください）。

研究費の上限は、旅費や成果発表のための研究集会開催費用を含め 400 千円ですが、国内外から著名な研究者を招聘したい場合には、別途その費用も申請することができます。

(4) 研究集会

研究集会は申請者が集会テーマを設定し、拠点内研究担当者と共同で開催する研究集会です。研究集会は、明確な目的のもとに企画され準備されることが期待されています。「強風防災・耐風構造」、「室内環境」、「屋外環境」、「分野横断・異分野連携型」の4つの分野の特定研究課題を参考にして申請して下さい。研究集会開催費用とし 150 千円を上限としますが、国内外から著名な研究者を招聘したい場合には、別途その費用も申請することができます。

(5) 資金準備型共同研究

共同研究に必要な研究費を、あらかじめ双方が準備して行う共同研究です。風工学研究拠点の施設、資料等は利用することができますが、研究予算の措置はありません。申請は、随時受け付けます。希望者は拠点内担当者と協議の上、申請書を提出して下さい。なお、研究成果を公表するための研究集会は義務化されません。

2. 申請方法

(1) 応募資格

研究代表者（申請者）：国公立大学、国公立研究機関、独立行政法人等の研究者または民間企業の研究者。特定の企業の営利活動目的ではなく、研究成果の公表や知的財産権の帰属に支障がない場合は、民間企業の研究者も応募が可能です。

(2) 申請書記入要領

申請に当たっては、公募要領を確認の上、拠点内研究担当者と事前に研究課題、研究内容等について十分に協議を行って下さい。各課題には拠点内研究担当者が付き、申請者との連絡および相談に対応します。拠点内研究担当者は原則として申請者の意向に沿いますが、適切な担当者をご不明でしたら、まずは学内分野責任者（1. (1)特定課題研究参照）とご相談下さい。

申請は「2023 年度東京工芸大学風工学研究拠点 共同研究申請書」に必要事項を記入し、下記に従い提出して下さい。なお、次年度においても新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止を目的とした外出自粛や国内・海外の移動制限などが実施される可能性があります。そのような場合において、どのように研究計画を変更して対応するかについても申請書内に記載して下さい。対応のために風工学

研究センターや拠点担当者の協力が必要な場合は事前にご相談下さい。

(3) 提出先およびスケジュール

特定課題研究，一般課題研究，研究集会それぞれの申請書に必要な事項を記入の上，提出期限までに下記宛先まで電子メールにて Word ファイルを添付してお送り下さい。申請受理翌日までには受理確認メールをお送りします。受理確認メールが届かない場合には，下記の風工学研究拠点事務室までご連絡下さい。

提出先

東京工芸大学 風工学研究拠点事務室

E-mail : jurc_office@arch.t-kougei.ac.jp

スケジュール

応募締め切り：2023年2月28日（火）^{注）}

採否通知・研究経費決定：2023年5月（予定）

参加者名簿・誓約書・所属機関長の研究参加承諾書 提出期限：採択通知から約1月後

成果報告書 提出期限：2024年4月末

注）資金準備型共同研究の申請は随時受け付けます。

(4) 選考および採択通知

共同研究の採否は，学外の有識者および拠点内研究担当者と組織された風工学研究拠点運営委員会にて審査の上決定し，研究代表者に通知致します。

(5) 問い合わせ先

使用設備，研究課題，具体的内容，実施希望時期，その他につきましては，下記の拠点内研究担当者と十分打ち合わせをして頂きますようお願い致します。

東京工芸大学 風工学研究拠点 拠点内研究担当者（大学院 建築学・風工学専攻所属教員）

●強風防災・耐風構造分野（拠点内研究担当者：松井正宏★，吉田昭仁，金容徹）

●室内環境分野（拠点内研究担当者：山本 佳嗣★，玄 英麗）

●屋外環境分野（拠点内研究担当者：義江 龍一郎★，玄 英麗）

★：学内分野責任者

3. 留意事項

(1) 選考及び通知

申請課題の採否は，公正な審査を行い，風工学研究拠点運営委員会にて決定します。通知は申請者宛に行います。

(2) 所要経費

採択課題については、研究経費（研究用備品、旅費等）を使用いただけます。ただし、審査の結果、申請額のとおり使用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、経費の執行は拠点内研究担当者を通じて、東京工芸大学風工学研究拠点事務室が行います。

(3) 研究成果の公表及び公開方法について

共同研究に関する論文を発表する際には、論文等の謝辞へ以下のように、文科省の番号と課題番号を併記するようお願い致します。

例：（和文）本研究の一部は、東京工芸大学風工学研究拠点（文科省補助事業：JPMXP0619217840、課題番号：〇〇〇〇〇〇）の助成を受けて実施された。

(4) 成果報告書

研究代表者は別に定める様式で、研究成果の概要を電子媒体のファイル（Word形式に限る）で2024年4月末日までに提出して下さい。この報告書内容については、本研究センター刊行物および、Webサイトに掲載しますので要約（abstract）は英語で記述して下さい。

(5) 宿泊施設

風工学研究センターで実験を行う際に宿泊を希望される方は、本厚木駅周辺の宿泊施設をご案内します。事前に担当者と打ち合わせてください。

(6) その他

- 1) 申請者は、申請にあたり、必要に応じて申請者の所属機関長の内諾を得てください。
- 2) 共同研究者は、採択決定後所定の期限までに、研究機関ごとにそれぞれの所属機関長からの研究参加承諾書を風工学研究センター長宛に提出してください。

また、共同研究者および研究参加者には、「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」遵守の誓約書の提出が求められます。参加者名簿と共に必ず提出してください。

「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」については下記URLを参照ください。

<https://www.t-kougei.ac.jp/activity/fund/3> 施設等の利用にあたっては、事前に研究担当者と打合せの上、その指示に従ってください。

- 4) 申請は、それぞれ別に定める様式によるものを使用してください。なお、申請書は電子媒体の添付ファイルで送信ください。様式(Word形式のみ)は、ホームページからダウンロードできます。
- 5) 本学以外の共同研究者が遂行上受けたいかなる損失及び事故に関しても、当該研究者の所属機関等で対応するもとし、本学は一切責任を負いません。また大学院生が共同研究等に参画される場合は、所属機関の傷害保険「学生教育研究災害傷害保険」に加入した上で、本共同研究に参加し所属機関外で活動することを届け出ておいてください。詳しくは所属機関の担当部署にお問い合わせください。
- 6) 申請書の様式及び共同研究の採択状況等は「風工学研究拠点」ホームページに掲載しています。
- 7) 共同研究から生ずる知的財産権の帰属及びその取り扱いに関しては、事前協議により合意できたものを除き、協議により決定するものとします。なお、詳細については、教育研究支援課にお問い合わせください。

合わせください。

8) その他、公募に関する問い合わせは、風工学研究拠点事務局または研究担当者へお願いします。

問い合わせ先（知的財産権について）

東京工芸大学 教育研究支援課

E-mail:er-support@arch.t-kougei.ac.jp

〒243-0297 神奈川県厚木市飯山南 5-45-1 Tel:046-242-9964（直通）

問い合わせ先（公募全般、その他について）

東京工芸大学 風工学研究拠点事務局

E-mail: jurc_office@arch.t-kougei.ac.jp

〒243-0297 神奈川県厚木市飯山南 5-45-1 Tel:046-242-9658（直通）

応募に際しての Q&A

- Q1： 共同利用共同研究拠点への応募資格で、民間企業の研究者は研究代表者になれますか。
- A1： 営利を目的とする場合、論文の公表や知財の発生などに妨げが出る場合は、代表者にはなれません。学術研究の研究者と同等の立場で、上記に妨げが出ない場合は、代表者になることができます。
- Q2： 共同研究の成果に関する知的財産権の取り扱いはどうなっていますか。
- A2： 共同研究から生ずる知的財産権の帰属及びその取り扱いに関しては、事前協議により合意できたものを除き、協議により決定するものとします。
- Q3： 同一年度に申請する件数に制限はありますか。
- A3： 応募件数の制限はありません。しかし、他の活動に支障を来さないよう、各共同研究に費やすエフォートを考慮してください。
- Q4： 複数年度にわたる応募はできますか。
- A4： 2017年度（平成29年度）から、単年度の応募のみとなりました。